

(海面漁業生産統計調査)

審査メモで示された論点に対する回答

(H30.6.7 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課)

1 海面漁業生産統計調査の変更

(2) 調査事項の変更

(論点)

2 稼働量調査のデータは、どのように推移しているか（平成 20 年、平成 25 年～同 29 年調査結果）。

稼働量調査のデータの推移は、以下のとおりである。

なお、平成 29 年の調査結果については、まだ詳細な公表を行っていない。

漁業種類別・漁労体数（全国）

単位：統

	大型定置網	沿岸まぐろ はえ縄	沿岸かつお 一本釣	ひき縄釣
平成20年	651	426	156	5,565
25年	598	412	151	4,371
26年	594	391	135	3,778
27年	592	359	115	3,266
28年	582	361	113	3,341

漁業種類別・出漁日数（全国）

単位：日

	大型定置網	沿岸まぐろ はえ縄	沿岸かつお 一本釣	ひき縄釣
平成20年	158,357	36,248	13,369	236,826
25年	142,923	29,275	12,767	153,375
26年	141,366	27,577	11,345	126,780
27年	138,461	24,669	8,997	111,918
28年	132,261	22,933	9,806	110,515

- 1 WCPFCを中心とする資源管理を取り巻く環境は、どのように変化しているのか。
- 3 稼働量調査の結果については、条約水域内におけるかつお・まぐろ類の稼働日数等の把握・分析への活用を含め、行政施策等において具体的にどのように活用されてきたのか。
- 4 以上を踏まえ、稼働量調査の廃止により、利活用上の支障等は生じないか。

- 1 稼働量調査を見直した平成18年当時の情勢として、WCPFCが平成16年に設立され、平成17年から日本が加盟し、太平洋のかつお・まぐろの国際的な資源管理が始まったことが挙げられる。当時は、WCPFCが設立されたばかりであったことから、WCPFCにおける漁業に係わるデータの取り扱いなどについても不透明な部分が多く、今後、操業日数データについてもWCPFCへ報告義務が発生する可能性があったため、漁獲成績報告書等を活用できない4漁業種類については稼働量調査を継続するとの判断をしたものである。
- 2 WCPFCではその後、平成20年から熱帯性まぐろ類（めばち・きはだ・かつお）の保存管理措置が策定され、加えて、平成22年以降、主に北緯20度以北の太平洋に生息するくろまぐろ（太平洋くろまぐろ）の規制について議論が開始されたことなど、徐々に規制が強化されていったが、それに伴い、国内でも規制強化が図られ各種報告（漁獲実績報告書^(※1)）も義務づけられることとなっていくた。
- 3 WCPFCへの報告義務が発生する可能性があるということで継続を決めたものの、その後になって実際に活用されたのは4漁業種類の中で沿岸かつお一本釣の操業日数データのみであり、それは平成25年にWCPFCは熱帯性まぐろ類の保存管理措置の中で漁獲努力量として操業日数の制限が規定されたが、その制限を遵守しているとの確認検証のデータとして利活用されたものである。（WCPFCに根拠を求められた時に提出できるようにしておくという意味で、実際に本データを毎年WCPFCに報告していたわけではない。）それ以外の3漁業種類については、漁獲量のみ報告であり、全く利用されてこなかった。
- 4 唯一、利用されていた沿岸かつお一本釣の操業日数データも、平成29年のWCPFCの保存管理措置の見直しで操業日数の制限がなくなり、漁獲量による管理に移行したことから、平成30年からは利活用がなくなった。また、その他の3漁業種類については、沿岸かつお一本釣と同様に、WCPFCへ加盟してから現在まで報告義務がなく、また、沿岸かつお一本釣の様な確認・検証のデータとしても利用されることがないまま10年間経過しており、今後も情勢の変化が見込まれず、具体的な利活用が想定されない状況となっている。
- 5 上記2にも述べたように、これらの漁業種類への国内規制も強化されてきており、具体的には、沿岸まぐろはえ縄、ひき縄釣及び沿岸かつお一本釣に関しては、平成24年から広域漁業調整委員会指示による承認漁業となり、これにより申請時に漁業経営体の氏名又は名称、住所、使用する漁船名、漁船トン数及び漁業種類を、操業後は太平洋くろまぐろの漁獲量等の報告（漁獲実績報告書）義務が課せられ行政部局において把握できるようになった。仮に、操業日数データが必要となった場合には、この仕組みにより漁業経営体に対して操業日数の報告を求めることが可能となっていることから、万が一、WCPFCに方針転換があり、操業日数データが必要となったとしても、この体制により対応することが可能と考えられる。また、大型定置網については、周年網を漁場に設置して魚を待ち受けるという漁法の性質から、操業日数（出漁した延べ日数）という概念はなじみにくく、したがってWCPFCで大型定置網の操

(3) 調査方法の変更

(論点)

1 オンライン回答の導入に当たって、オンラインによる回答率の向上を図る観点から、具体的にどのような周知方を講ずることとしているか。

1 本調査は、調査客体が漁業経営体の場合は全て自計報告であるが、水揚機関においては、本調査の調査票は1枚で複数の漁業種類ごとに魚種別の漁獲量を記入して作成する複雑な調査票となっていることもあり、調査手法としては、①報告者が調査票を作成し統計調査員に提出する自計報告の方法、②統計調査員による面接（他計報告）の方法、③統計調査員が調査票を作成する方法、の3つの方法で調査を実施している。

今回、オンライン導入の主なターゲットとしては、自計報告の方法により調査を実施している水揚機関及び漁業経営体ということとなる。

2 ただ、注意が必要であるのは、本調査の報告者は高齢であり、かつ、パソコンなどの扱いになじんでいない人も多く、それらの者が複数の魚種かつ魚種にも地方特有の名称があるといった 複雑な事情もある中でオンラインに移行するには、一定の時間が必要ではないかとも考えている。

3 今回、オンライン調査を導入するに当たり、オンライン調査の回答率向上を図る観点から、調査実施前に調査対象者に対し、以下の方策の実施を考えている。

①全ての調査対象にオンライン調査の 利便性が分かるパンフレット等の配布及び説明を行う。

②自計報告を行っている調査客体へはオンライン回答用の ID・パスワードを、事前配布するとともに、調査実施前・実施後だけでなく、未回答の調査客体に対する 督促時にも改めてオンライン回答を周知する。

③調査票上に、オンライン回答可能であることを明記する（別紙1及び2参照）。

4 上記方策を確実に実施するとともに、特にオンラインでの回答が見込まれる 海面養殖業のうち、比較的本調査が定義する魚種名で報告されている1魚種のみ生産している調査客体などを重点的に推進することとし、初年度の回答率の向上に努めてまいりたい。

2 新たに導入するオンライン調査票については、報告者の記入のしやすさ等に配慮したものとなっているか。

オンライン調査票については、誰もが対応しやすいように文字の大きさの選択、また、プルダウンメニューから漁業種類や魚種の選択ができるようにし、報告者の記入のしやすさに配慮した開発に取り組むこととする。

3 今後、パソコンのみでなく、スマートフォンやタブレットなどモバイル機器携帯型端末による回答を可能とする余地はないか。

スマートフォンやタブレット等によるオンライン回答については、報告者の利便性向上の観点から有用な方法であると思われるが、今回、新たにパソコンでのオンライン調査を導入することから、まずはパソコンでのオンライン調査の普及推進に努めてまいりたい。

(4) 調査事項の基準となる期間及び調査の周期の変更

(論点)

1 これまで半年単位で把握してきた、かつお・まぐろ類の漁獲量に係るデータの推移は、どのようになっているか。(平成20年、平成25年～同年29年調査結果)。

かつお・まぐろ類の漁獲量に係るデータの推移は、以下のとおりである。
なお、平成29年の調査結果については、まだ詳細な公表を行っていない。

かつお・まぐろ類の漁獲量 (計・上半期・下半期別)

単位：トン

	1月～12月			
	大型定置網	沿岸まぐろ はえ縄	沿岸かつお 一本釣	ひき縄釣
平成20年	2,826	5,214	10,892	10,911
25年	1,629	4,031	15,567	6,456
26年	1,935	3,344	10,799	4,566
27年	1,567	3,895	10,423	4,646
28年	1,462	3,685	10,603	5,235

	1月～6月			
	大型定置網	沿岸まぐろ はえ縄	沿岸かつお 一本釣	ひき縄釣
平成20年	1,202	2,823	5,039	6,275
25年	677	2,110	8,590	3,765
26年	1,124	1,720	5,483	2,510
27年	719	2,334	4,868	2,515
28年	460	2,095	5,039	2,852

	7月～12月			
	大型定置網	沿岸まぐろ はえ縄	沿岸かつお 一本釣	ひき縄釣
平成20年	1,624	2,390	5,853	4,636
25年	951	1,921	6,977	2,691
26年	810	1,623	5,316	2,056
27年	848	1,551	5,555	2,132
28年	1,003	1,590	5,565	2,383

- 2 半期別に把握する理由としていた資源回復計画対象魚種の漁獲量調査が終了した平成 23 年度以降も、かつお・まぐろ類の漁獲量について、引き続き、上期・下期別に調査してきた理由は何か。
- 3 かつお・まぐろ類の漁獲量に係る調査結果については、具体的にどのように利活用されてきたのか。
- 4 以上を踏まえ、今回の調査周期等の変更により、利活用上の支障は生じないか。

- 1 かつお・まぐろ類の漁獲量は、資源回復計画対象魚種として調査を行っていたものではなく、稼働量調査対象の4漁業種類（大型定置網、沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣）に係るかつお・まぐろ類の漁獲量として半期ごとに把握をしていたところである。
- 2 かつお・まぐろ類のうち、主に北緯 20 度以北の太平洋に生息するくろまぐろ（太平洋くろまぐろ）については、WCPFC から委託を受けた ISC（北太平洋まぐろ類国際科学委員会）が資源評価及び WCPFC への科学的助言を行っており、その評価には当該年の6月までの漁獲量を加味しているところ。このような状況のもと、行政部局からは ISC の分析結果を検証する意味でも、本データを活用していきたい旨の要望があったことから、平成 23 年以降も調査を継続した。
- 3 しかし、現在、太平洋くろまぐろに関し、沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣の3漁業種類においては、広域漁業調整委員会指示に基づく承認漁業となり、漁獲量の報告（漁獲実績報告書の提出）義務が課せられるようになったこと、また、大型定置網については、国から県に対し毎月の漁獲量の報告を求めており^(※2)、行政部局において4漁業種類の毎月のデータの集計^(※3)がなされるようになった。さらに、平成 30 年から、くろまぐろは漁獲可能量制度（TAC）対象魚種となり、全ての漁業種類においてくろまぐろを漁獲した際はその都度報告することが義務づけられることとなった。
- 4 なお、くろまぐろ以外のかつお・まぐろ類については、6月時点の漁獲量が必要である旨の声はなく、資源評価も暦年（1月～12月）の漁獲量を使用する状況は変わらないことから、調査周期を半年ごとから年1回に変更しても特段の支障は生じないものとする。

※2 太平洋くろまぐろに係る第3管理期間の資源管理の実施について（水産庁資源管理部長通知29水管第1843号）（抜粋）

29水管第1843号
平成29年8月31日

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

太平洋クロマグロに係る第3管理期間の資源管理の実施について

日頃から、水産行政の推進に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、本件については、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）で合意された太平洋クロマグロの保存管理措置について、我が国においても遵守・徹底を図る観点から、平成29年6月30日付け29水管第1192号水産庁資源管理部長通知を発出したところですが、この度、第3管理期間の各漁業種類、各都道府県における配分数量が確定したことに伴い、第3管理期間の管理方針を下記のとおり改正します。

については、貴都道府県の御協力をお願いするとともに、貴管下漁業関係団体及び漁業関係者等への周知及び指導方をよろしくお願いします。

記

I 管理目標等について

WCPFCの保存管理措置に基づき、現在（2014（平成26）年）の親魚資源量を2024（平成36）年までに少なくとも60%以上の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とします。

(4) 漁獲モニタリング

ア 漁獲モニタリングについては、各都道府県は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に管下の漁業協同組合（以下「漁協」という）分の漁獲量報告（属人で報告）を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告願います。

イ 報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと（概数報告）とします。漁獲が積み上がった場合の頻度は都道府県計画の第5に定める報告体制により行うとともに、報告にあたっては漁獲モニタリングシステムを活用しできる限り迅速に行うよう心がけてください。

ウ 水産庁は集計した漁獲状況を各都道府県にフィードバックします。併せて水産庁ホームページに、定置網の共同管理及び漁船漁業等の広域管理の別、都道府県別の漁獲状況一覧を掲載します。

※3 水産庁のホームページに掲載して公表している、「県別・月別・漁業種類別漁獲量状況一覧（平成30年3月現在）」より

一部の都道府県の一覧を掲載します。URLは以下のとおり

http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/gyokakujoukyou.html

	2017						2018						計	区分	配分量	実績	消化率	残存	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
北海道	承認制	0.5	12.2	16.9	17.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				47.4	(漁船)単独	54.5	181.3	333%	▲126.8
	定置網	125.1	17.3	196.8	262.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				601.9	(漁船)単独	54.5	181.3	333%	▲126.8
	その他	12.6	28.9	71.5	20.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				133.8	(定置)共同	57.3	601.9	1050%	▲544.6
	計	138.3	58.4	285.1	301.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				783.2					
	累計	138.3	196.6	481.8	783.2	783.2	783.2	783.2	783.2	783.2				783.2	合計	111.8	783.2	700%	▲671.4
青森	承認制	49.5	19.3	15.1	27.8	1.5	0.7	0.0	0.0	0.0				114.0	(漁船)単独	116.0	114.0	98%	2.0
	定置網	53.4	10.9	8.8	3.5	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0				77.3	(漁船)単独	116.0	114.0	98%	2.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(定置)共同	140.3	77.3	55%	63.0
	計	103.0	30.2	24.0	31.3	1.9	1.0	0.0	0.0	0.0				191.3					
	累計	103.0	133.1	157.1	188.4	190.3	191.3	191.3	191.3	191.3				191.3	合計	256.3	191.3	75%	65.0
岩手	承認制	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(漁船)広域	0.1	0.0	0%	0.1
	定置網	100.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				100.9	(漁船)広域	0.1	0.0	0%	0.1
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(定置)共同	67.1	100.9	150%	▲33.8
	計	100.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				100.9					
	累計	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9				100.9	合計	67.2	100.9	150%	▲33.7
宮城	承認制	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(漁船)広域	1.2	0.1	12%	1.1
	定置網	5.5	6.7	2.6	2.7	1.0	0.1	0.0	0.0	0.0				18.7	(漁船)広域	1.2	0.1	12%	1.1
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.1	(定置)共同	41.1	18.7	46%	22.4
	計	5.6	6.7	2.6	2.8	1.0	0.1	0.0	0.0	0.0				18.9					
	累計	5.6	12.3	14.9	17.7	18.7	18.9	18.9	18.9	18.9				18.9	合計	42.3	18.9	45%	23.5
秋田	承認制	5.7	4.7	0.9	3.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0				14.7	(漁船)単独	11.4	14.7	129%	▲3.3
	定置網	6.9	0.9	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				8.0	(漁船)単独	11.4	14.7	129%	▲3.3
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(定置)共同	8.1	8.0	99%	0.1
	計	12.5	5.6	1.2	3.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0				22.7					
	累計	12.5	18.1	19.3	22.3	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7				22.7	合計	19.5	22.7	117%	▲3.2
山形	承認制	6.7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				6.9	(漁船)単独	8.6	6.9	81%	1.7
	定置網	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(漁船)単独	8.6	6.9	81%	1.7
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(定置)共同	0.2	0.0	0%	0.2
	計	6.7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				6.9					
	累計	6.7	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9				6.9	合計	8.8	6.9	79%	1.8
福島	承認制	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	5.6	0.0	0.0	0.0				6.4	(漁船)単独	7.9	6.4	81%	1.5
	定置網	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(漁船)単独	7.9	6.4	81%	1.5
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(定置)単独	0.0	0.0	0%	0.0
	計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	5.6	0.0	0.0	0.0				6.4					
	累計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	6.4	6.4	6.4	6.4				6.4	合計	7.9	6.4	81%	1.5
茨城	承認制	0.0	0.0	0.0	0.0	11.5	0.0	0.0	0.0	0.0				11.5	(漁船)単独	15.1	11.5	76%	3.6
	定置網	0.1	0.3	1.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0				1.6	(漁船)単独	15.1	11.5	76%	3.6
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(定置)単独	1.6	1.6	100%	▲1.6
	計	0.1	0.3	1.0	0.0	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0				13.1					
	累計	0.1	0.4	1.4	1.4	13.1	13.1	13.1	13.1	13.1				13.1	合計	15.1	13.1	87%	2.0
千葉	承認制	0.1	0.8	0.5	0.7	1.8	18.7	7.4	0.0	0.0				30.2	(漁船)単独	32.0	31.2	97%	0.8
	定置網	8.9	0.5	0.5	0.3	1.0	1.0	1.0	0.2	0.6				14.1	(漁船)単独	32.0	31.2	97%	0.8
	その他	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0				1.0	(定置)共同	9.2	14.1	154%	▲4.9
	計	9.6	1.4	1.1	1.1	2.9	19.8	8.6	0.2	0.6				45.3					
	累計	9.6	11.0	12.0	13.1	16.0	35.8	44.4	44.7	45.3				45.3	合計	41.2	45.3	110%	▲4.1
東京	承認制	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	3.3	0.9	3.2				7.9	(漁船)単独	9.6	8.0	83%	1.6
	定置網	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.2	(漁船)単独	9.6	8.0	83%	1.6
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0				0.1	(定置)単独	0.2	0.2	100%	▲0.2
	計	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.4	3.3	1.0	3.2				8.1					
	累計	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.6	3.9	4.9	8.1				8.1	合計	9.6	8.1	85%	1.5
神奈川	承認制	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(漁船)単独	14.1	0.0	0%	14.1
	定置網	0.1	0.5	3.4	3.4	4.1	0.9	0.4	0.1	0.0				12.8	(漁船)単独	14.1	0.0	0%	14.1
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(定置)共同	12.2	12.8	105%	▲0.6
	計	0.1	0.5	3.4	3.4	4.1	0.9	0.4	0.1	0.0				12.8					
	累計	0.1	0.6	4.0	7.4	11.5	12.4	12.8	12.8	12.8				12.8	合計	26.3	12.8	49%	13.5
新潟	承認制	4.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				4.6	(漁船)広域	1.1	4.6	421%	▲3.5
	定置網	17.6	12.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0				30.0	(漁船)広域	1.1	4.6	421%	▲3.5
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0	(定置)共同	43.3	30.0	69%	13.3
	計	22.2	12.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0				34.6					
	累計	22.2	34.3	34.4	34.4	34.4	34.6	34.6	34.6	34.6				34.6	合計	44.4	34.6	78%	9.8

(5) 集計事項の変更

(論点)

- 1 今回の集計事項の変更は、具体的にどのようなニーズに対応するものか。
- 2 概要公表において、追加又は表章単位を変更する集計事項は、どのように利活用されてきたのか。これまでの詳細公表における提供では、どのような不都合が生じていたのか。概要公表の際に提供することにより、どのような効果・利活用を想定しているのか。

1 現在は、概要（概数）公表として4月30日までに公表を行い、その後、4月に公表を行った項目に漁業種別・魚種別漁獲量と大海区別漁獲量の概数を追加し、6月に公表を行っている。

6月に追加で公表しているこれらの事項は、行政部局の強いニーズがあることから、詳細公表（確定値）を待つことなく、6月に概数値の公表をしているものであるが、今般の見直しの際に、行政部局から更に公表時期を早めてほしいとの強い要望があったことから、これを概要（概数）公表に含めることとし、5月31日までに公表することとしたものである。

2 具体的には、今回、新たに概要（概数）公表に追加する集計事項（漁業種別・魚種別漁獲量及び大海区別漁獲量）は、現在、漁獲可能量（TAC）制度において、全体の漁獲量を決める基となる資源評価を行う際の基礎資料として利用されている。現在、漁獲可能量の決定は、漁期の早い魚種については、6月の公表後から資源評価を始め8月に生物学的許容漁獲量を決定、11月に全体の漁獲可能量及び各都道府県の漁獲可能量を決定とのスケジュールで行われているが、これは、非常にタイトなスケジュールでの作業となってしまう状態といえる。このため 資源評価に十分な作業日数を確保するためにも、5月31日までに公表を行ってほしい旨、行政部局からの強い要望があった ところ。

3 以上のような、行政部局のニーズに対応し、現在6月に行っている公表項目の全てを1か月早めることとしたところである。

なお、漁期の早い魚種だけ早期に公表すれば足りるとの議論もあるかもしれないが、4月の概要公表の際に全ての魚種を集計した全体の漁獲量としていること、また、漁業の特性として1つの漁業種類でも複数の魚種を混獲することから、全ての魚種について5月31日までに公表を行うこととする。

※ 概要から詳細までの集計事項については、別紙3のとおり。

- 3 詳細公表において、廃止又は表章単位を変更する集計事項は、どのように利活用されてきたのか。
- 4 以上を踏まえ、調査結果の利活用の観点からみて、改善を図る余地や支障等は生じないか。

1 特殊魚種別漁獲量として、餌に仕向けられるもの、養殖の種苗に仕向けられるもの及び海産ほ乳類の捕獲頭数の公表を行ってきた。これらは漁業種別漁獲量や魚種別の漁獲量の内数であるが、漁獲量の状況をより詳細に把握するという意図で、公表してきたのではないかと思量している。ただ、本項目が利活用されていたかという点必ずしもそうではなく、実際

に行政部局においても特段の利活用は確認できなかった。そもそも、これらは全体の漁獲量に占める割合は微々たるもので、資源評価を行う際にも食用になるものと餌になるものの区分はなく行われていること、また、餌に仕向けられるものや養殖種苗に仕向けられるものについては、漁船漁業と違い、販売量や都道府県に変動があまりないことなどを考えると、これらの事項を引き続き把握していく意義は乏しく、また、廃止したとしても特段の支障はないと考えられる。

- 2 海面養殖業の大海区別、県別大海区別については、平成 13 年、行政部局において広域的な水産資源の回復を図ることを目的として広域漁業調整委員会が設置され、広域的な海域での資源回復・管理が開始されたことから、本調査においても広域漁業調整委員会の所掌範囲との整合性を図る観点から、日本周辺海域を 9 区分に整理をし、表章するようにしたもの。その際、同一区分で漁業と養殖業で生産される魚種が競合しているという観点もあり、海面漁業及び海面養殖業双方を表章してきたところ。

しかし、その後、養殖業については平成 26 年から国内需給バランスの確保による経営安定を図る観点から、行政部局において「養殖魚需給検討会」が設置され、そこでの検討を経て、国が魚種ごとの生産目標数量を全国的に設定することとなり、養殖業は本枠組みの中で生産数量が管理されていくこととなった。また、そもそも 海面養殖業は自県の沿岸域で「いけす等」により行われており、海面漁業とは異なり魚が回遊するものでないことから大海区別の資源管理は行っておらず、今後もその予定がないことから行政部局と協議し、廃止することとした。

- 3 市町村別の集計については、平成 18 年までは農林水産省の出先機関である各統計事務所（各都道府県）ごとに「沿岸漁業等動向把握地域協議会」を開催し、試験研究機関、都道府県等の関係機関と、地域ごとの沿岸漁業の動向について検討・協議を行う際に利用されてきた。しかし、当協議会は平成 19 年に廃止され、当協議会における利活用はなくなったものの、他の利活用の実態が不明なため当面の措置として、その後も市町村別の集計を行い公表を行ってきたところである。今回改めて、行政部局と協議を行ったところ、特段の利活用が確認できなかったところである。

地域における利活用について、地方組織を通じ水産県（22 道県）を中心に確認を行ったところ、1 県からは利活用があるとの回答を得たが、半数以上の道県で利活用がない、または、参考データとして利用しているとの回答を得た。（別紙 4 参照）

市町村別のデータについて言えば、水産庁から漁港ごとの生産量を調べ公表している 漁港港勢調査という調査があり、この調査から市町村内の漁港の生産量を合算することで、属人統計（本調査）と属地統計（漁港港勢調査）の違いがあるとはいえ、その数字を把握することは可能である。更には、参考データとしての利用であれば、県において県内の漁協等に聞き取りを行うことも容易にできると思量され、このようなデータを利用することによって代替が可能であると考えている。

なお、市町村別集計の廃止による効果については、現在、市町村統計を作成するに当たり、水揚機関において経営体が所在する市町村ごとに調査票を作成するため、1 漁協当たり 6～7 枚の調査票の作成が必要となっているが、市町村別の表章単位を廃止することにより 1 漁

協当たりの調査票の作成枚数は1枚となり、大きく効率化を図ることが可能である。(別紙5及び6参照) また、これにより他計報告から自計報告へ移行していくことも可能となり、ひいてはオンライン回答率の向上に寄与するのではないかと考えられる。

- 4 以上のことから、今回、廃止又は表章単位の変更をする事項については、特段の利活用が確認できなかったこと及び調査の効率化の観点等から廃止又は変更をするものである。

本調査と漁港港勢調査の比較

	海面漁業生産統計	漁港の港勢調査
調査の内容	市町村ごとの生産量 (属人)	漁港ごとの陸揚量 (属地)
調査対象者(報告者)	水揚機関 (漁協、魚市場等)、 漁業経営体	漁港管理者 (都道府県若しくは市 町村)
把握項目		
調査対象漁業種類数	33	39
調査対象魚種数	101	108

※ 漁港港勢調査の概要

漁港の利用状況等の実態を明らかにし、漁港行政及び水産基盤整備事業の実施に必要な基礎資料とするため、都道府県からの報告を取りまとめたものであり、作成者は漁港管理者である都道府県又は市町村である。

(調査票兼調査結果は、別紙7参照)

(6) 調査結果の公表の期日及び変更

(論点)

1 新たな公表時期を踏まえた、実査から公表までの具体的な作業スケジュールは、これまでと、どのように変わるのか。

1 現在は、1月～3月に実査、その後取りまとめを行い概要(概数)として4月30日までに公表を行い、更に取りまとめを進めて、6月に漁業種類別・魚種別漁獲量について詳細(概数)の公表を行っている。更に、調査結果を精査をした上で、全集計事項において取りまとめを行い、詳細(確定値)として翌年2月頃までに逐次公表を行っているところである。

2 改訂後は、実査期間は1月～3月で変わらず、4月に公表していた事項に加え6月に公表していた漁業種類別・魚種別漁獲量等を含めた取りまとめを行い、それら全てを合わせて概要(概数)を5月31日までに公表を行うこととしている。その後は、同様に、更に調査結果を精査した上で、翌年の2月頃までに詳細(確定値)を逐次公表していくこととしている。

2 調査結果の利活用の観点からみて、支障等は生じないか。

従来4月30日までに漁業種類、魚種及び養殖魚種について概要公表を行い、6月は概要公表に、漁業種類別・魚種別漁獲量及び大海区別の漁獲量を追加して公表を行ってきたところである。

今回の変更は、6月に行っていた公表(4月の公表内容も含む。)を5月31日までに行うこととしている。公表時期の変更により、4月に公表していた事項に限定すると、変更後は公表が1か月遅くなるが、4月30日までに公表を行ってほしい旨の強い要望はないことから特段の利便性等の観点からの支障等はないものとする。むしろ6月に行っていた公表を1か月早めることから、利便性は向上するものと期待される。

2 統計委員会諮問第306号の答申(平成18年3月10日付け統審議第4号)における「今後の課題」への対応状況について

(論点)

○ 漁業に関する構造統計と位置付けられる「漁業センサス」の変更内容(平成30年2月答申)と生産統計と位置付けられる本調査における今回の変更内容は整合的なものとなっているか。

本統計は、水産業に関する統計体系において、水産資源管理や水産物の自給率の基礎資料などへの利用目的を達成するため、漁獲量を把握する生産統計として位置付けられている。一方、漁業センサスは、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備するために必要な生産構造及び就業構造を把握する構造統計と位置付けられている。

このように、水産業に関する統計の役割分担は明確になっており、今回の本調査の変更内容

もその役割分担を踏まえた上でのものであり、整合的なものとなっていると考えている。

3 未諮問基幹統計確認における指摘事項への対応状況について

(論点)

○ 未諮問基幹統計の確認審議における指摘を踏まえ、調査の効率的実施とともに、統計精度の維持・向上の観点から、新たに開始した取組はあるか。また、今後、更なる改善に向けた取組を検討しているか。

報告者の負担軽減・利便性の向上、統計の正確性の確保及び統計調査業務の効率化の観点から、これまでの統計調査員調査及び往復郵送調査に加えて、オンライン調査の導入を行う。また、今回新たに以下の漁業種類についても漁獲成績報告書等を利活用して、報告者の負担軽減を図り、効率的に調査を実施することとしている。

なお、新たに追加した漁獲成績報告書は、今回の見直しに合わせて、改めて国が管理を行っている漁業種類を精査したところ、特定大臣許可漁業等の取り締まりに関する省令（漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定による農林水産大臣の許可若しくは届出を行う漁業）に規定される漁業種類においても行政部局へ漁獲成績報告書が提出されていることが確認されたことから、今般、新たに調査計画へ計上したところである。

現在の漁業種類	新たに追加する漁業種類
沖合底びき網漁業	東シナ海等かじき等流し網漁業
以西底びき網漁業	東シナ海はえ縄漁業
遠洋底びき網漁業	大西洋等はえ縄等漁業
大中型まき網漁業	太平洋底刺し網等漁業
小型捕鯨漁業	かじき等流し網漁業
遠洋かつお・まぐろ漁業	沿岸まぐろはえ縄漁業
近海かつお・まぐろ漁業	小型するめいか釣り漁業
中型さけ・ます流し網漁業	暫定措置水域沿岸漁業等
北太平洋さんま漁業	
いか釣り漁業	
ずわいがに漁業	

海面漁業生産統計調査
海面漁業漁獲統計調査

海面漁業漁獲統計調査票 (水揚機関用・漁業経営体用)

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。
○調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

調査年 調査期間 大区 都府県 (振興局) 市区町村 水揚機関名又は漁業経営体名

法人の方は、法人番号を記入してください。

() 枚目のうち () 枚

Table with columns for Fish Species (魚種別), Catch (漁獲量), and other details. Includes a large 'SAMPLE' watermark.

特記事項

Large empty box for special remarks.

Table for recording the name of the survey staff and their contact information.

入力方向

2 1 8 1

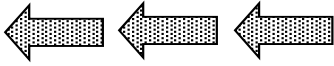


政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

税 農林水産省

統計法に基づく基礎統計 海面漁業生産統計



入力方向

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

秘
農林水産省

2 2 0 1

統計法に基づく基幹統計
海面漁業生産統計

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。

○調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

政府統計

海面漁業生産統計調査

海面養殖業収獲統計調査

海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）

調査年	調査期間	大海区	都府県（振興局）	市区町村
: : : :	: :	: : : :	: : : :	: : : : : :

水揚機関名又は漁業経営体名
: : : : : :

法人の方は、法人番号を記入してください。

: : : : : : : : : :

1 養殖魚種別収獲量

(: 枚目のうち : 枚)

特記事項

養殖魚種名	コード	収獲量 (kg)
: : : : : :	: : : :	: : : : : :
: : : : : :	: : : :	: : : : : :
: : : : : :	: : : :	: : : : : :
: : : : : :	: : : :	: : : : : :
: : : : : :	: : : :	: : : : : :
計	: : : :	: : : : : :

2 年間種苗販売量

種苗名	単位	年間販売量
コード		
: : : : : :		: : : : : :
: : : : : :		: : : : : :
: : : : : :		: : : : : :
: : : : : :		: : : : : :

3 年間投餌量

	年間投餌量 (kg)	
	配合飼料	生餌
養殖合計	: : : : : :	: : : : : :
うち、ぶり類	: : : : : :	: : : : : :
うち、まだい	: : : : : :	: : : : : :

Large empty box for special notes.

この欄は、農林水産省の職員が記入します。	調査員名	
	調査員の担当区域	
	都道府県名	
	担当者名	
	連絡先	

海面漁業生産統計調査結果 概要から詳細までの集計事項について

1 現在の公表項目

① 概要（概数）公表：4月30日まで

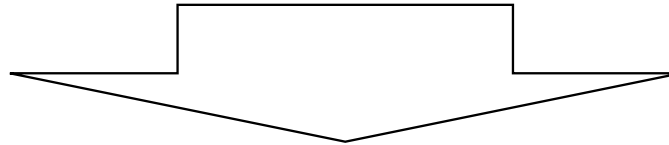
公表項目	単位	備考
漁業部門別生産量	1,000トン	全国
海面漁業漁獲統計調査		
漁業種類別漁獲量	100トン	全国、都道府県
魚種別漁獲量	100トン	全国、都道府県
海面養殖業収穫統計調査		
養殖魚種別収穫量	100トン	全国、都道府県

② 詳細（概数）公表：6月追加公表

公表項目	単位	備考
海面漁業漁獲統計調査		
漁業種類別漁獲量	100トン	大海区
魚種別漁獲量	100トン	大海区
漁業種類別・魚種別漁獲量	100トン	全国
海面養殖業収穫統計調査		
養殖魚種別収穫量	100トン	大海区

③ 詳細（確定値）公表：翌年2月頃までに逐次公表

公表項目	単位	備考
漁業部門別生産量	トン	全国
海面漁業漁獲統計調査		
漁業種類別漁獲量	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区、市町村別
魚種別漁獲量	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区、市町村別
魚種別漁獲量（さけ・ます類細分化）	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区
特殊魚種別漁獲量	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区
漁業種類別・魚種別漁獲量	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区
海面養殖業収穫統計調査		
養殖魚種別収穫量	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区、市町村別
養殖魚種別収穫量（かき類、のり類）	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区



2 改正後の公表項目

① 概要（概数）公表：5月31日まで

公表項目	単位	備考
漁業部門別生産量	1,000トン	全国
海面漁業漁獲統計調査		
漁業種類別漁獲量	100トン	全国、都道府県、大海区
魚種別漁獲量	100トン	全国、都道府県、大海区
漁業種類別・魚種別漁獲量	100トン	全国
海面養殖業収穫統計調査		
養殖魚種別収穫量	100トン	全国、都道府県

② 詳細（確定値）公表：翌年2月頃までに逐次公表

公表項目	単位	備考
漁業部門別生産量	トン	全国
海面漁業漁獲統計調査		
漁業種類別漁獲量	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区
魚種別漁獲量	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区
魚種別漁獲量（さけ・ます類細分化）	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区
漁業種類別・魚種別漁獲量	トン	全国、都道府県、大海区、県別大海区
海面養殖業収穫統計調査		
養殖魚種別収穫量	トン	全国、都道府県
養殖魚種別収穫量（かき類、のり類）	トン	全国、都道府県

市町村別の利活用状況一覧

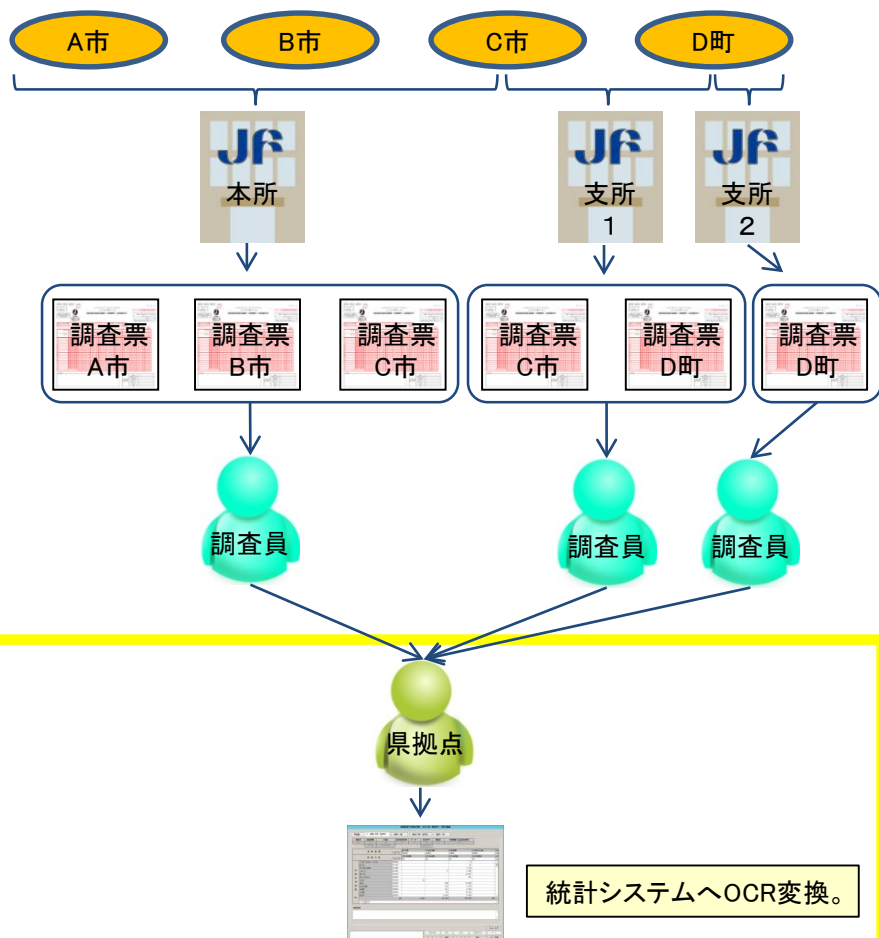
都道府県	利活用状況	利用状況
北海道	×	
青森県	×	
岩手県	×	
宮城県	×	
茨城県	△	市町村からの問い合わせはあるが、具体的な利活用は分からない。
千葉県	○	水産総合研究センターにおいて、放流事業や資源管理のため
神奈川県	△	市町村からの問い合わせはあるが、具体的な利活用は分からない。
静岡県	△	市町村からの問い合わせはあるが、具体的な利活用は分からない。
新潟県	×	
富山県	△	地域の漁獲量の検討材料
石川県	△	参考データとして使用
福井県	△	一部の市町村で参考データとして使用
愛知県	△	現地視察の際のバックデータとして、利用したことがある。
京都府	×	
兵庫県	×	
和歌山県	×	
鳥取県	×	
島根県	×	
広島県	×	
高知県	×	
福岡県	△	糸島市、宗像市で特産水産物のPR
長崎県	△	多方面で利用となっていたが、具体的な提示はなかった。

○：利活用有、△：参考データ程度の利活用、×：利活用が確認できない

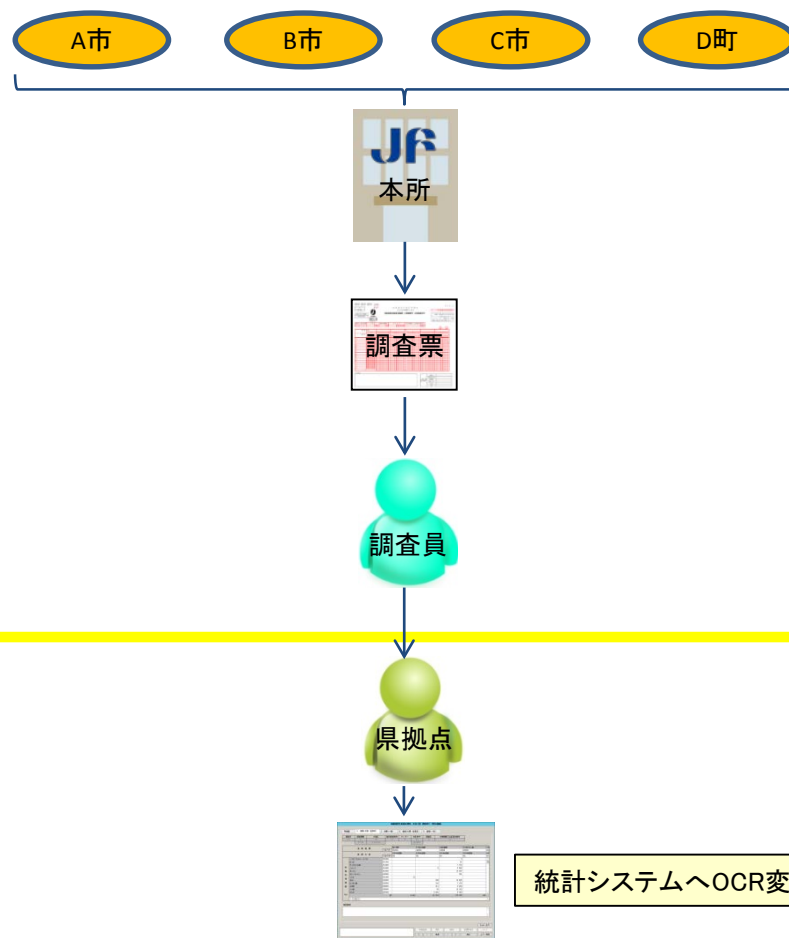
オンライン調査の推進(自計報告)

現在は、市町村別を集計するため、それぞれの水揚機関(漁協)に属する漁業経営体の所在地別に調査票を作成しているが、見直し後は、水揚機関(漁協)で1枚の調査票を作成すればよく、大きく効率化を図ることができる。

1 現在の体制



2 見直し後の体制



市町村別集計廃止による調査票の集約事例（2市町村のケース）

※ 事例で記入している部分のみ水揚機関（報告者）が記入し、それ以外のコード等の必要な箇所については統計調査員が記入

1 現行の記入事例


① A市

入力方向

秘

農林水産省

統計法に基づく基幹統計
海面漁業生産統計



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査情報の秘密の保護に努めます。

海面漁業生産統計調査
海面漁業漁獲統計調査

海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）

様式第1号

記入用紙 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村	水揚機関名又は漁業経営体名
...

1 枚目のうち 1 枚

漁業種類	コード	大中型まき網2そうまき				沖合底びき網1そうびき				小型底びき網							
		操業水域								太平洋北西部							
		コード								太平洋北西部							
魚種別漁獲量(担)	さば類	1 0 0				8 0				5 0							
	ぶり類					5 0				4 0							
	まあじ	5 0								1 0 0							
	ひらめ					4 0				1 0							
	かれい類					3 0				5 0							
	まだら					1 0				5 0							
	すけとうだら					1 0											
計																	

特記事項

この欄は、農林水産省の職員が記入します。	調査員名	
	調査員の担当区域	
	都道府県名	
	担当者名	
	連絡先	


② B町

入力方向

秘

農林水産省

統計法に基づく基幹統計
海面漁業生産統計



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査情報の秘密の保護に努めます。

海面漁業生産統計調査
海面漁業漁獲統計調査

海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）

様式第1号

記入用紙 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村	水揚機関名又は漁業経営体名
...

1 枚目のうち 1 枚

漁業種類	コード	沖合底びき網1そうびき				小型底びき網				かじき流等し網							
		操業水域								太平洋北西部							
		コード								太平洋北西部							
魚種別漁獲量(担)	ひらめ	1 0 0				5 0											
	かれい類	2 0 0				3 0											
	ほっけ	5 0															
	はははた					5 0											
	さめ類					1 0 0											
	めかじき					2 0											
	計																


特記事項

この欄は、農林水産省の職員が記入します。	調査員名	
	調査員の担当区域	
	都道府県名	
	担当者名	
	連絡先	

2 見直し後の記入事例
A市+B町を1枚に集約

← ← ← **入力方向**

2 | 1 | 8 | 1



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査実施の秘密の保護に努めます。

海面漁業生産統計調査
海面漁業漁獲統計調査
海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）

様式第1号

記入番号 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9

○この調査は、農林水産省が今後の水産行政を遂行していくための基礎的な資料を作成するために行うものです。なお、この調査票に記入した調査事項は、統計以外の目的には使用しません。
○調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

調査年	調査期間	大海区	都府県(振興局)	市区町村	水揚機関名又は漁業経営体名
.....

法人の方は、法人番号を記入してください。
.....

(1 枚目のうち 2 枚)

漁業種類	大中小型まき網2そうまき				神合底びき網1そうびき				小型底びき網				かじき等流し網															
	太平洋北西部								太平洋北西部																			
	コード	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6
さば類	1 0 0								8 0								5 0											
ぶり類									5 0								4 0											
まあじ									5 0								1 0 0											
ひらめ									1 4 0								6 0											
かれい類									2 3 0								3 5											
まだら									1 0								5											
すけとうだら									1 0								5											
はたはた																	5 0											
さめ類																	1 0 0											
めかじき																	2 0											
ほっけ																	5 0											
計																												

特記事項

この欄は、農林水産省の職員が記入します。	調査員名
	調査員の担当区域
	都道府県名
	連絡先

※ 集約の考え方
横の漁業種類及び操業水域を基準として、縦の魚種別漁獲量を集約（足し算）していくこととなる。

集計条件/ 2015年

都道府県: 千葉県

漁港名: 銚子

3.水産物の陸揚量 (1)漁獲量及び陸揚量

集計 番号	区分	属人漁獲量 (トン)			属地陸揚量 (トン)				陸上 搬入量 (トン)	属地陸揚金額 (百万円)				1 kg当たり 陸揚金額 (E) (D)×¥1,000
		総数 (A)=(B+C)	海面漁業 (B)	海面養殖 業(C)	総数 (D)=(E+F+G)	海面漁業 (E)	海面養殖 業(F)	運搬船 搬入量(G)		総数 (H)=(I+J+K)	海面漁業 (I)	海面養殖 業(J)	運搬船 搬入量(K)	
26	数量	31,471	31,471	-	218,812	218,812	-	-	449	22,743	22,743	-	-	104

(2)漁業種類別陸揚量 (属地数量)

●海面漁業

海面漁業種類		陸揚量 (トン)	
網 漁 業	底びき網	(1) -	
	以西底びき網	(2) -	
	沖合底びき網	(3) 1,692.8	
	小型底びき網	(4) 683.9	
	船びき網	ひき回し網	(5) -
		ひき寄せ網	(6) -
	地びき網	(7) -	
	まき網	1 ぞうまき	(8) 4,586.9
		かつお・まぐろ	(9) 173,938.4
		2 ぞうまき	(10) 25,483.0
		その他	(11) -
		巾着網	(12) -
	刺網	さけ・ます流し網	(13) -
		かじき等流し網	(14) 213.5
		その他の刺網	(15) -
	敷網	さんま棒受網	(16) 5,783.5
		その他の敷網	(17) -
	定置網	大型定置網	(18) -
		さけ定置網	(19) -
		小型定置網	(20) -
	その他の網漁業	(21) 1,604.0	
釣 漁 業	はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	(22) -
		近海まぐろはえ縄	(23) 4,561.9
		沿岸まぐろはえ縄	(24) -
		さけ・ますはえ縄	(25) -
	その他のはえ縄	(26) -	
	はえ縄	かつお一本釣	(27) -
		近海かつお一本釣	(28) 264.3
		沿岸かつお一本釣	(29) -
	以外の釣	いか釣り	(30) -
		さば釣り	(31) -
		ひき縄釣	(32) -
		その他の釣	(33) -
	捕鯨業	小型捕鯨	(34) -
そ の 他	潜水器漁業	(35) -	
	かご漁業	(36) -	
	採貝	(37) -	
	採藻	(38) -	
	その他の漁業	(39) -	
合 計		218,812.2	

●海面養殖業

養殖種類	陸揚量 (トン)	
ぎんざけ養殖	(1) -	
ぶり類養殖	(2) -	
まだい養殖	(3) -	
ひらめ養殖	(4) -	
まぐろ類養殖	(5) -	
その他の魚類養殖	(6) -	
貝類養殖	(7) -	
かき類養殖	(8) -	
その他の貝類養殖	(9) -	
くるまえばい養殖	(10) -	
ほや類養殖	(11) -	
その他の水産動物養殖業	(12) -	
海藻類養殖	こんぶ類養殖	(13) -
	わかめ類養殖	(14) -
	のり類養殖	(15) -
	その他の海藻類養殖	(16) -
真珠養殖	(17) -	
真珠母貝養殖	(18) -	
合 計		-

●内水面漁業

漁業種類	陸揚量(トン)	
底びき網	(19) -	
敷網	(20) -	
刺網	(21) -	
はえ縄	(22) -	
定置網	(23) -	
船びき網	(24) -	
採貝	(25) -	
かご類	(26) -	
その他の漁業	(27) -	
合 計		-

●内水面養殖業

養殖種類	陸揚量(トン)	
ます類養殖業	(28) -	
あゆ養殖業	(29) -	
こい養殖業	(30) -	
うなぎ養殖業	(31) -	
その他の水産動物類・貝類・藻類養殖業	(32) -	
合 計		-
総 合 計		218,812.2

(3)魚種別陸揚量 (属地数量)

魚種等分類	分類番号	陸揚量(トン)			属地陸揚金額(百万円)		
		小計	海面・内水面漁業	養殖業	小計	海面・内水面漁業	養殖業
まぐろ類	くろまぐろ (1)	93.3	93.3	-	152	152	-
	みなみまぐろ (2)	5,558.4	5,558.4	-	3,999	3,999	-
	その他のまぐろ類 (3)	-	-	-	-	-	-
かじき類	(4)	580.0	580.0	-	-	-	-
かつお類	かつお (5)	2,567.9	2,567.9	-	766	766	-
	そうだがつお類 (6)	2.4	2.4	-	0	0	-
さめ類	(7)	837.8	837.8	-	-	-	-
さけ類	さけ類 (8)	0.2	0.2	-	0	0	-
ます類	からふとます (9)	-	-	-	-	-	-
	さくらます (10)	-	-	-	-	-	-
このしろ	(11)	0.1	0.1	-	-	-	-
にしん	(12)	-	-	-	-	-	-
いわし類	まいわし (13)	41,607.2	41,607.2	-	-	-	-
	うるめいわし (14)	293.3	293.3	-	-	-	-
	かたくちいわし (15)	1,168.0	1,168.0	-	-	-	-
	しらす (16)	-	-	-	-	-	-
あじ類	まあじ (17)	5,031.5	5,031.5	-	-	-	-
	しまあじ (18)	-	-	-	-	-	-
	むろあじ類 (19)	16.5	16.5	-	-	-	-
さば類	(20)	146,165.0	146,165.0	-	9,850	9,850	-
さんま	(21)	5,797.2	5,797.2	-	1,004	1,004	-
ぶり類	(22)	5,708.0	5,708.0	-	1,076	1,076	-
ひらめ	ひらめ (23)	337.1	337.1	-	-	-	-
	かいらい類 (24)	140.4	140.4	-	-	-	-
たら類	まだら (25)	7.0	7.0	-	2	2	-
	すけとうだら (26)	0.4	0.4	-	1	1	-
ほっけ	(27)	-	-	-	-	-	-
めめけ類	(28)	0.3	0.3	-	-	-	-
きちじ	(29)	9.3	9.3	-	-	-	-
はたはた	(30)	-	-	-	-	-	-
にぎす類	(31)	-	-	-	-	-	-
にべ・ぐち類	(32)	8.2	8.2	-	-	-	-
えそ類	(33)	-	-	-	-	-	-
いぼだい	(34)	-	-	-	-	-	-
あなご類	(35)	73.6	73.6	-	-	-	-
はも	(36)	35.4	35.4	-	-	-	-
たちうお	(37)	2.1	2.1	-	-	-	-
えい類	(38)	64.0	64.0	-	-	-	-
たい類	まだい (39)	106.5	106.5	-	-	-	-
	ちだい・きたい (40)	638.0	638.0	-	-	-	-
	くらだい・へだい (41)	0.3	0.3	-	-	-	-
いさき	(42)	-	-	-	-	-	-
さわら類	(43)	109.2	109.2	-	-	-	-
しいら類	(44)	26.7	26.7	-	-	-	-
とびうお類	(45)	-	-	-	-	-	-
ほら類	(46)	-	-	-	-	-	-
すずき類	(47)	25.2	25.2	-	-	-	-
いかなご	(48)	-	-	-	-	-	-
あまだい類	(49)	-	-	-	-	-	-
ふぐ類	とらふぐ (50)	0.3	0.3	-	-	-	-
	その他のふぐ類 (51)	96.3	96.3	-	-	-	-
きんめだい	(52)	-	-	-	-	-	-
きす	(53)	0.4	0.4	-	-	-	-
こまい	(54)	-	-	-	-	-	-
たかさご	(55)	-	-	-	-	-	-
はぎ類	(56)	12.9	12.9	-	-	-	-
はげ	(57)	-	-	-	-	-	-
むつ	(58)	4.3	4.3	-	-	-	-
めばる類	(59)	0.3	0.3	-	-	-	-
ほうぼう	(60)	122.6	122.6	-	-	-	-

魚種等分類	分類番号	陸揚量(トン)			属地陸揚金額(百万円)		
		小計	海面・内水面漁業	養殖業	小計	海面・内水面漁業	養殖業
魚類	ぶたい (61)	-	-	-	-	-	-
	そい (62)	-	-	-	-	-	-
	あいなめ (63)	1.3	1.3	-	-	-	-
	陸封性さけ・ます類 (109)	-	-	-	-	-	-
	わかさぎ (110)	-	-	-	-	-	-
	あゆ (111)	-	-	-	-	-	-
	しらうお (112)	-	-	-	-	-	-
	こい (113)	-	-	-	-	-	-
	ふな (114)	-	-	-	-	-	-
	うなぎ (115)	-	-	-	-	-	-
どじょう (116)	-	-	-	-	-	-	
その他の魚類 (64)	221.0	221.0	-	-	-	-	
えび類	いせえび (65)	5.2	5.2	-	-	-	-
	くるまえば (66)	0.2	0.2	-	-	-	-
	その他のえび類 (67)	18.8	18.8	-	-	-	-
かに類	たらばがに (68)	1.1	1.1	-	-	-	-
	ずわいがに (69)	0.1	0.1	-	-	-	-
	べにずわいがに (70)	5.6	5.6	-	-	-	-
	かざみ類 (71)	14.3	14.3	-	-	-	-
	けがに (72)	0.1	0.1	-	-	-	-
	はなさきがに (73)	-	-	-	-	-	-
	いぼらがに (74)	-	-	-	-	-	-
その他のかに類 (75)	0.4	0.4	-	-	-	-	
おきあみ類 (76)	-	-	-	-	-	-	
貝類	あわび類 (77)	-	-	-	-	-	-
	かき類 (78)	-	-	-	-	-	-
	いわがき (79)	-	-	-	-	-	-
	さざえ (80)	-	-	-	-	-	-
	はまぐり類 (81)	-	-	-	-	-	-
	あさり類 (82)	-	-	-	-	-	-
	ほたてがい (83)	-	-	-	-	-	-
	うばがい(ほっきがい) (84)	-	-	-	-	-	-
	さるぼう(もがい) (85)	-	-	-	-	-	-
	つぶ (86)	-	-	-	-	-	-
しじみ (117)	-	-	-	-	-	-	
その他の貝類 (87)	78.1	78.1	-	-	-	-	
いか類	こういか類 (88)	3.5	3.5	-	2	2	-
	するめいか (89)	99.1	99.1	-	22	22	-
	あかいか (90)	-	-	-	-	-	-
	その他のいか類 (91)	1,076.9	1,076.9	-	667	667	-
	たご類 (92)	38.9	38.9	-	-	-	-
うに類 (93)	-	-	-	-	-	-	
なまこ類 (94)	-	-	-	-	-	-	
ほや類 (95)	-	-	-	-	-	-	
海産ほ乳類 (96)	-	-	-	-	-	-	
すっぱん (118)	-	-	-	-	-	-	
その他の水産動物類 (97)	-	-	-	-	-	-	
海藻類	こんぶ類 (98)	-	-	-	-	-	-
	わかめ類 (99)	-	-	-	-	-	-
	ひじき (100)	-	-	-	-	-	-
	てんぐさ類 (101)	-	-	-	-	-	-
	ふのり (102)	-	-	-	-	-	-
	もずく類 (103)	-	-	-	-	-	-
	のり類 (104)	-	-	-	-	-	-
	ひとえぐさ (105)	-	-	-	-	-	-
	その他の海藻類 (106)	-	-	-	-	-	-
	真珠 (107)	-	-	-	-	-	-
真珠母貝 (108)	-	-	-	-	-	-	
計		218,812.2	218,812.2	-	17,541	17,541	-

集計条件/ 2015年

都道府県： 千葉県

漁港名： 銚子

(4)属地陸揚量内訳

集計番号	区分	総属地陸揚量	地元船陸揚量	外来船陸揚量	運搬船搬入量	1日当たり最大陸揚量	
						月	陸揚量(トン)
4 2	属地陸揚量内訳	218,812	31,471	187,342	-	1月	7,288

4.海面漁業の漁業区分別港勢(内水面漁港は記入しない。)

集計番号	区分	総数(A)+(B)+(C)+(D)+(E)		遠洋(A)		沖合(B)		沿岸(C)		海面養殖業(D)		運搬船(E)	
		陸揚量(トン) (a+b+c+d+e)	陸揚金額(百万円) (f+g+h+i+j)	陸揚量(トン) (a)	陸揚金額(百万円) (f)	陸揚量(トン) (b)	陸揚金額(百万円) (g)	陸揚量(トン) (c)	陸揚金額(百万円) (h)	陸揚量(トン) (d)	陸揚金額(百万円) (i)	陸揚量(トン) (e)	陸揚金額(百万円) (j)
4 5	属地陸揚量及び陸揚金額	218,812	22,743	-	-	216,745	21,610	2,067	1,133	-	-	-	-

5.出荷先別配分数量・比率

集計番号	区分	総数 (A+B+C)	県外向 (A)	県内向 (地区内を除く) (B)	漁港地区 内向 (C)=(D+E+F+G+H)	漁港地区内内向訳				
						生鮮食用向 (D)	加工向 (E)	冷凍・冷蔵 (F)	餌料向 (G)	その他 (H)
4 6	数量(トン)	218,812	2,188	10,941	205,684	5,759	66,641	133,283	-	-
※	比率(%)	100.0%	1.0%	5.0%	94.0%					

6.市町村人口及び漁港地区人口等

集計番号	区分	当該市町村人口	漁港地区人口	組合員総数	正組合員数	准組合員数	漁業経営体数	海上作業従事者数
4 7	数値	65,546	31,618	689	64	40	111	474

集計番号	区分	陸上漁港利用者数						
		総数	漁船漁具 保全施設	補給施設	増殖及び 養殖用施設	漁獲物の処理、保 蔵及び加工施設	漁港厚生施設	その他
4 8	数値	-	-	-	-	-	-	-

7.主な漁業関連施設等

集計番号	施設名	荷捌所		製氷		冷凍		冷蔵		貯氷		給油		水産加工 経営体数
		施設数	規模(m)	施設数	能力(トン/日)	施設数	能力(トン/日)	施設数	能力(トン)	施設数	能力(トン/日)	タンク数(基)	総能力(kl)	
4 9	規模能力	4	42,052	2	210	-	-	-	-	2	1,300	5	4,000	91

8.陸揚形態別陸揚量

集計番号	区分	総属地陸揚量	活魚形態 陸揚量	鮮魚形態 陸揚量	冷凍・加工 形態陸揚量
5 0	規模能力	218,812	-	218,812	-

9.漁船以外利用船舶の内訳

集計番号	区分	総数		貨物・連絡・官公庁船等		遊漁船		プレジャーボート(遊漁)		プレジャーボート(その他)		その他	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
5 1	実総数(A)=(B)+(C)	111	5,223	20	4,933	4	19	-	-	87	271	-	-
5 2	地元船実数(B)	60	1,471	9	1,319	4	19	-	-	47	132	-	-
5 3	外来船実数(C)	51	3,752	11	3,613	-	-	-	-	40	139	-	-

〔参考〕輸入水産物取扱量

集計番号	区分	属地陸揚		水産物	市場取扱量	
		陸揚量(トン)	陸揚金額(百万円)	陸上搬入量	取扱量(トン)	取扱金額(百万円)
5 1		-	-	-	-	-

※ 平成27年版は、本年2月頃公表したが、行政部局としては、毎年速やかな公表に取り組んでいる。